

「市第 143 号議案 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正」
及び「市第 144 号議案 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に
関する条例の一部改正」について

1 改正する条例

- (1) 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例
- (2) 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例

2 市第 143 号議案 横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例の一部改正について

(1) 趣旨

「横浜市家庭的保育事業等の設備、運営等の基準に関する条例」は、国が定める「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」を踏まえ制定しています。

このたび、国の省令が改正されたことに伴い、本市においても条例の一部を改正します。

(2) 改正の概要

卒園後の受入りに係る連携施設の確保に関する緩和

家庭的保育事業等（小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業）については、利用乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育所、認定こども園又は幼稚園との卒園後の受入りに係る連携施設の確保が義務づけられています。今回の改正において、次のとおり、連携施設の緩和及び経過措置期間の変更を行います。

ア 家庭的保育事業等における卒園後の受入りに係る連携施設の緩和

家庭的保育事業等における卒園後の受入りに係る連携先については、保育所、認定こども園又は幼稚園に加え、家庭的保育事業等の連携状況等を踏まえて、卒園後の受入りに係る連携先の確保が著しく困難であると認められるときには、定員が 20 人以上であって市長が認める次の施設を卒園後の受入りに係る連携施設とすることを可能とします。

(ア) 企業主導型保育事業に係る施設

(イ) 地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設

なお、満 3 歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業については、①規模（定員 20 人以上）や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であること、② 3～5 歳児を受け入れることができる施設であること等を踏まえ、市長が適当と認めるものは、上記の規定に関わらず卒園後の連携先の確保を不要とします。

イ 卒園後の受入りに係る連携施設の確保に関する経過措置期間を 10 年に延長

卒園後の受入りに係る連携施設の確保に関する経過措置期間は 5 年（令和 2 年 3 月末まで）としています。

この経過措置期間について、家庭的保育事業等の連携状況等を踏まえ、5 年から 10 年（令和 7 年 3 月末まで）に延長します。

(3) 施行日

条例公布日をもって、施行の日とします。

3 市第 144 号議案 横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部改正について

(1) 趣旨

「横浜市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例」は、国が定める「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」を踏まえ制定しています。

このたび、国の府令が改正されたこと等に伴い、本市においても条例の一部を改正します。

(2) 改正の概要

ア 卒園後の受入りに係る連携施設の確保に関する緩和

特定地域型保育事業（小規模保育事業、家庭的保育事業及び事業所内保育事業）については、利用乳幼児に対する保育が適切かつ確実に行われ、特定地域型保育事業者による保育の提供の終了後も満 3 歳以上の児童に対して必要な教育又は保育が継続的に提供されるよう、保育所、認定こども園又は幼稚園との卒園後の受入りに係る連携施設の確保が義務づけられています。改正案では、次のとおり、連携施設の緩和及び経過措置期間の変更を行います。

(ア) 特定地域型保育事業における卒園後の受入りに係る連携施設の緩和

特定地域型保育事業における卒園後の受入りに係る連携先については、保育所、認定こども園又は幼稚園に加え、特定地域型保育事業の連携状況等を踏まえて、卒園後の受入りに係る連携先の確保が著しく困難であると認められるときには、定員が 20 人以上であって市長が認める次の施設を卒園後の受入りに係る連携施設とすることを可能とします。

a 企業主導型保育事業に係る施設

b 地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設

なお、満 3 歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業については、①規模（定員 20 人以上）や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であること、② 3～5 歳児を受け入れることができる施設であること等を踏まえ、市長が適当と認めるものは、上記の規定に関わらず卒園後の連携先の確保を不要とします。

(イ) 卒園後の受入りに係る連携施設の確保に関する経過措置期間を 10 年に延長

卒園後の受入りに係る連携施設の確保に関する経過措置期間は 5 年（令和 2 年 3 月末まで）としています。

この経過措置期間について、特定地域型保育事業の連携状況等を踏まえ、5 年から 10 年（令和 7 年 3 月末まで）に延長します。

イ 代替保育の提供施設の緩和

内閣府令「特定教育・保育及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」の一部が改正され、代替保育の連携先を保育所、認定こども園又は幼稚園に加え、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を連携先とすることが可能となったため、本市においても条例の一部改正を行います。

(3) 施行日

条例公布日をもって、施行の日とします。